

## 臨採の年休日数を拡大！・・・第4回県教委交渉妥結

1月30日発行

### 交渉力=声×人数

1月30日、第4回県教委交渉を行い、妥結しました。義務教育等教員特別手当（義務特手当）の算定割合を0.8%引き下げること、主幹教諭の新設、特殊業務手当の見直しについては、当局提案の通り受け入れざるを得ませんでした。しかし、  
**臨採**（県費の常勤臨採教職員）の年休が改善されました。「退職翌日から起算して、30日以内の任用について、使用されなかった年休日数を10日を限度に付加する。」となりました。  
 3月に退職したら、4月からは年休が10日しかありませんでした。しかし、これからは、使わなかった年休が4月以降も使えるのです。採用試験でも年休を使います。そのため今までは、夏期休業中もなかなか休めませんでした。これからは、4月から最大20日の年休が取得できます。

今年度の交渉は、給料カットなどがあり、厳しく、つらいものとなりました。そんな中、約40名の新規加入がありました。また、1口1,000円の「アシスト」に約50人が登録し、私たちを支えました。約500名の教職員が「加入アンケート」に回答し、多くの方が「今は加入しない」と回答される一方で、「加入する」との回答もあったことに感謝しています。

私たちは未来を拓く Next KTU

## 私たちと一緒に歩こう